

令和7年度第2回 福生市子ども・子育て審議会

日時：令和7年11月5日（水）午後2時から
場所：福生市役所第2棟4階 第1・2委員会室

(開会)

【事務局】本日は委員の皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから「令和7年度第2回福生市子ども・子育て審議会」を開会させていただきます。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。まず次第の1、市長挨拶でございます。なお本日は、公務の都合により、加藤市長にかわり福島副市長より御挨拶申し上げます。

1 市長挨拶

(加藤市長に代わり、福島副市長より挨拶)

2 感謝状等贈呈

【事務局】続きまして、次第の2、感謝状等贈呈でございます。令和7年8月20日付け任期満了をもちまして、委員を御退任されました方々への感謝状と記念品の贈呈を行います。

(加藤市長に代わり、福島副市長より退任委員へ感謝状と記念品を贈呈)
(退任者挨拶)

【事務局】感謝状等の贈呈は以上でございます。なお御退任者におかれましてはここで退席となります。本日はお忙しい中お越しいただきまして誠にありがとうございました。

3 委嘱状交付

【事務局】続きまして次第の3、委嘱状交付でございます。令和7年8月21日から、引き続き、また、新たに委員を務めていただく方々へ委嘱状を交付させていただきます。お名前をお呼びいたしますのでその場で御起立いただき、委嘱状を受けましたら、御着席いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤市長に代わり、福島副市長より委嘱状を交付)
(欠席委員報告)

【事務局】委嘱状の交付は以上でございます。委員の皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。なお福島副市長におかれましては公務のためここで退席をさせていただきます。

4 会長及び副会長互選

【事務局】次に次第4、会長及び副会長互選でございます。
(互選により、会長は佐々委員、副会長は野口委員に決定)

5 委員挨拶

【事務局】続きまして次第の5、委員挨拶でございます。ただいま会長と副会長が決定いたしました。また、本日は初めてお会いする委員の方々もいらっしゃいますので、皆様方に一言ずつ御挨拶をちょうだいしたいと存じます。

(委員より挨拶)

6 職員紹介

【事務局】次に次第の6、職員の紹介をさせていただきます。
(事務局自己紹介)

7 議題

【事務局】それではこれより次第7議題に入らせていただきます。これ以降の議事進行につきましては佐々会長
にお願いをいたします。

【会長】それでは議題（1）福生市子ども・子育て審議会について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】それでは議題（1）福生市子ども・子育て審議会について、委員を継続している方もいらっしゃいますが、新たに委員なられた方もいらっしゃいますので、改めて説明をさせていただきます。資料1をお願いいたします。初めに、福生市子ども・子育て審議会の概要について説明をいたします。子ども・子育て審議会は、平成24年に制定された子ども・子育て支援法を根拠法として、子どもや子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、子どもの保護者や子ども・子育て支援の従事者など、行政以外から幅広い意見を伺いながら、市が実施する子育て施策や施策の実施状況を調査審議することを目的とした会議体でございまして、福生市では平成25年8月に設置いたしました。委員は、市長が委嘱する14人の委員で、学識経験者、保育関係者、教育関係者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子供の保護者、公募による市民から構成されております。別途委員名簿をお配りしておりますので後ほど御確認ください。また、所掌事項については、資料に記載しているとおり、市内幼稚園・保育園等の定員、利用定員の設定に関することや、計画の策定に関する事など、アからオまでの事項について審議をしております。

続いて、2、子ども・子育て支援事業計画及びこども計画について説明をいたします。これらの子どもに関する計画は、委員の皆さんに御意見をいただきながら策定をしております。まず、表の「子ども子育て支援事業計画」を御覧ください。この計画は、子ども・子育て支援法を根拠法として、各市町村において策定が義務づけられており、5か年を計画期間とする計画です。子育て環境の充実を図るための施策のほか、教育・保育施設や子育て支援事業のニーズ量や提供体制などを記載しており、福生市では、第1期計画を平成27年に、第2期計画を令和2年に策定いたしました。なお、第3期に当たる令和7年度からを計画期間とする計画については、表の太枠内に記載しております、「こども計画」に他の計画とあわせて一体のものとして作成いたしました。

次に、この「こども計画」でございしますが、令和5年4月に施行されたこども基本法において、市町村等は策定に努めなければならないと定められている計画です。福生市では、令和7年度から5か年を計画期間として、令和7年3月に策定をいたしました。計画には、子供や若者、子育て当事者の視点を尊重し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進していくための様々な取組を記載しております。また、この計画は、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、表の①から④に記載の四つの計画を包含するものとしております。

2ページをお願いいたします。続いて、会議の開催回数でございしますが、例年は年2回程度開催しておりますが、計画策定に向けての審議を開始する年度などは、会議の実施回数が増えることもございます。今年度は、委員の改選の年度ということで、年3回の開催を予定しております。本日の審議会を2回目、第3回は令和8年2月中旬頃に行う予定です。なお、資料に記載しております回数はあくまで予定で、審議事項の状況によっては開催回数が変わる場合もございますので、あらかじめ御了承いただきたいと存じます。

最後に、資料に審議会の条例を参考として記載しておりますので、後ほど御確認くださいようをお願いいたします。議題1の説明は以上でございします。

【会長】ありがとうございました。説明は終わりました。何か御意見御質問がございましたら挙手をお願いいたします。では特にないようですので次の議題に移ります。

続きまして議題（2）令和7年度第1回福生市子ども・子育て審議会会議録につきまして、事務局より

説明をお願いいたします。

【事務局】議題（２）について御説明申し上げます。資料２をお願いいたします。

こちらは前回、令和７年７月２日に行われました子ども・子育て審議会の会議録でございます。お名前を伏せた形で、市のホームページに公開する予定でございます。こちらの会議録につきまして、御意見等がございましたら、１１月１９日水曜日までに事務局へ御連絡いただければと存じます。いただいた御意見等に基づき、事務局にて会議録を修正後、市ホームページに公開させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【会長】はい、ありがとうございます。もし何か御質問がございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。特にないようですので次の議題に移ります。続きまして議題（３）保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】議題（３）について説明をさせていただきますが、説明が少し長くなりますので御容赦いただければと存じます。

それでは資料３をお願いいたします。こちらは令和７年１０月１日に施行された児童福祉法の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が定められたことについてまとめたものでございます。初めに市制度の現状背景でございます。今回の法改正の際、背景は、主に（１）（２）の２点でございます。まず、保育所等においては、近年、全国各地で虐待等の不適切事案が相次いで見受けられますことから、子どもや保護者が不安を抱えることなく、安心して保育所等に通うことができる環境を整備していく必要があること。また、児童養護施設等については、職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みが設けられていることから、保育所等における虐待への対応についても同様の仕組みを設ける必要があること。以上２点の背景から、今回の法改正により、法律上、虐待の通報があった際の自治体の対応が明確化されました。

続いて、２、改正内容でございますが、（１）、アからオに記載のとおりです。まず、虐待を受けたと思われる児童を発見したものは、速やかにこれを都道府県または市町村に通報しなければなりません。次に、通報を受けた都道府県等は、速やかに事実確認を行う必要があります。また、事実確認の結果、虐待の防止、または子どもの保護のため、保育所等に対する指導助言、その他児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講じる必要があります。さらに、都道府県等は、事実確認や保育所等に対する指導等の措置を講じたときは、児童福祉審議会等に報告する必要があること、また、都道府県が虐待の状況等を公表すること等の事項が定められました。これらの規定が適用され、通報が義務づけられる施設は、（２）に記載のとおりです。保育所をはじめとし、主に保護者と離れた環境において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設事業、具体的には、資料の四角い枠内に記載の施設でございます。これらの施設において虐待が発生した場合、児童福祉法等に基づき、施設を指導監督する都道府県等の所管行政庁が必要な措置を講じることとされております。なお、所管行政庁は、施設の種類により異なり、資料の網かけの施設等は、市町村が所管行政庁、網かけ以外の施設等は原則都道府県が所管行政庁となります。また、市町村が所管行政庁の施設のうち、福生市内に現在所在する施設等は、小規模保育事業、また、いわゆる学童クラブを指す放課後児童健全育成事業でございます。さらに令和８年度からは、新たに創設される乳児等通園支援事業が加わります。

続いて、３、児童福祉法の改正の施行期日でございますが、冒頭で申し上げましたとおり、令和７年１０月１日に施行されております。

資料２ページをお願いいたします。続いて、４、対応フローでございます。対象施設から虐待の通報があった場合、市町村が所管行政庁として実施する具体的な対応について、フロー図でお示ししておりますので御覧ください。図の１番左の列に、段階を記載しております。まず通報への対応を行う初動段階、そして、事実確認や虐待の有無の判断を行う対応段階、そして虐待と判断された場合には、安全確保措置と子供に対するフォローを行う終結段階、この３段階で対応してまいります。具体的な対応について、図の矢印に沿って説明をいたします。

まず初動段階でございますが、施設において虐待を受けたと思われる児童を発見した人等から虐待事案の通報を市が受けた後、虐待に該当するかどうかの判断材料となる情報を整理するため、虐待の状況や子

どもの状況、通報者の情報等について、できる限り情報収集を行います。

続いて、対応段階でございますが、得られた情報から、事案の重大性や緊急性を含めて対応方針を決定し、当該施設への立入り調査等により、事実確認を行います。なお、施設への立入りの際には、必要に応じて、相談者や保育所等の関係者から状況を聞き取ったり日等の書類を閲覧するなど、事実関係を正確に把握するための調査を行います。次に、このような事実確認等の結果を踏まえ、虐待の有無を判断し、指導方針を決定します。この虐待の判断については、国が作成した保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインに沿って判断することとなります。資料には記載ございませんが、ガイドラインに沿った判断プロセスを簡単に申し上げますと、まずは好意ベースでの検討を行います。子供に対して行われた行為のみをもって判断できる場合、例えば殴る・蹴る・たたくといった行為などは、行為に至った経緯を問わず、明らかに虐待と判断される行為と判断されます。一方で、心理的虐待やネグレクトが疑われる行為については、虐待の判断が難しいものもあり、また、この行われた行為だけをもって、虐待と判断できないものについては、その行為の強度や頻度を勘案し判断することとなります。さらに、それでも判断できない場合は、その行為が行われるに至った背景やその時の子どもの状況など、行為以外の要素を考慮した上で判断をしております。このような判断プロセスのもと、虐待の有無を判断し、また行為を行った職員への対応や、保育所等に対する処分等を検討し、指導の方針を決定いたします。

続いて、対応の最終段階でございますが、虐待に該当すると判断した場合の対応でございます。市は、保育所等と連携の上、子どもの安全な環境を確保し、虐待を受けた子供やほかの子どもの心的外傷の状況の把握に努め、また、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には、支援を受けられるような条件を整備するなど、必要に応じて子どもに対する支援を行います。さらに、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合は、改正法に定められた事項について、児童福祉審議会等へ報告することになりますが、こちらに関しましては後ほど詳しく御説明をいたします。

続いて、対応フローの最後でございますが、虐待が行われた保育所等に対するフォローアップでございます。市は、虐待が行われた原因や保育所等が抱える組織的な課題を踏まえ、保育所等に対し助言指導を継続的に行っております。虐待、虐待の通報があった場合、市が実施する対応フローは、以上でございます。

3ページをお願いいたします。続いて、5、児童福祉審議会等への報告でございます。繰り返しになりますが、今回の改正法においては、市町村や都道府県は所管行政庁として、虐待に関する事実確認や保育所等へ必要な措置を講じた場合、所管する児童福祉審議会へ報告することが義務づけられました。この児童福祉審議会は、都道府県と一部の市町村に設置されている児童福祉に関する合議制の機関でございますが、児童福祉審議会を設置していない市町村の場合、児童福祉に関する事業に従事している方や学識経験者など、当審議会の委員に相当する方をあらかじめ指定し、虐待事案に対して講じた措置の内容を報告することとなっております。福生市の場合、この児童福祉審議会を設置しておりませんので、これに代わる機関を指定することになりますが、現在その機関について検討しているところでございます。今後、子ども・子育て審議会にも御相談させていただくこともあろうかと存じますが、その際はよろしく御願いいたします。なお、児童福祉審議会等に報告する事項でございますが、資料の四角い枠内の(1)から(6)に記載のとおりです。(1)通報等がなされた施設の情報、(2)虐待を受けた、または受けたと思われる子どもの状況、(3)具体的な虐待の種類、内容、原因等の状況、(4)虐待を行った施設の職員の氏名等の情報、(5)市町村または都道府県が行った虐待通報に対する対応の内容、そして(6)虐待があった施設において、改善措置が行われる場合には、その内容、以上が報告事項でございます。

最後に、6、虐待の状況の定期的な報告・公表でございます。市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の情報を都道府県に報告し、また、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、都道府県自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の情報を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表することとされました。なお、市町村が都道府県に報告する事項及び都道府県が公表する内容は、表に記載のとおり、虐待を受けた子どもの状況や、それに対して市町村が講じた措置など、基本的には、児童福祉審議会等へ報告事項から個人情報等を除いた事項でございます。大変長くなりましたが、議題3の説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。資料をもとにしながら、丁寧に御説明を頂きました。何か御意見御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

【委員】虐待を受けた子どもに対しての対応は詳しく載っていますが、虐待してしまった側に対する対応等が載っていないように見えますが、その辺はどのように対応していく予定になっているのでしょうか。

【事務局】はい。事例のケースにもよるとは思いますが、本当にひどい場合には警察への通報とかそういうところが出てくるかと思えます。また事件性がない、刑事事件のようなものでない場合にあっては、その園や学童クラブ等の管理体制に対する指導をすることによって、こういった過ちが二度と起きないように指導していくといった形になってまいります。

【委員】分かりました。

【会長】そのほかに御疑問点等あればどうぞ。

【委員】幼稚園の代表としてすごく気になる場所です。もちろん分かりやすい事例は扱いやすいかと思えますが、これはグレーの場合もすごく多いと思うんですね。ちょっとうがった見方かもしれないですけど、例えば、悪意を持って、ちょっとのことなのだけれども大げさに通報して、世間的にさらして、人をやめさせてやろうとか、先生を変えてやろうとかというふうに、やろうと思えばできなくはないかと思うので、ですから本当の状況もあると思うので、もちろんこれは制定はすごく大事だと思うんですけども調べる段階においてはすごく慎重に調べていただきたいかなと思えますし、多分園長に聞いたところで園長が知らないよっていう可能性だってあるかもしれないので、いろんな人、また幼稚園に保育園とかいろんなところに入り出している例えば臨床心理士の方なんかもいらっしゃると思うので、そういう全ての人の意見を聞きながら、丁寧に丁寧に聞き取りをしていくということ、くれぐれもお願いをしておきたいと思えます。もちろんそんなことがないのが大前提ですし、でもないのが当たり前としてしまうと、そうなったときに隠蔽する方向に進んでしまったりするので、きっちり調べて公表できるように慎重に進めていただきたいということだけこの場でちょっと念押しをさせていただきます。以上です。

【会長】そのほかよろしいでしょうか。

【委員】私は子ども2人を0歳児クラスで保育園に入れたんですけども、しゃべれない状況で、虐待された場合、本人はもちろん、痛いとかぐらひは分かるかもしれませんが、保護者が、傷だったり、あざとかを確認はできますが、どの先生に痛いこととされたかとかどういふ状況でされたかというのが本人からは言えないので、言えたとしても、本当かどうかちょっと信憑性がないというか、そこが少し不安なところで、そういった場合は、保育園の先生へ聞き取りするとか、そういう対処、対応していただけるのかどうかお聞きしたい。

【事務局】この制度の趣旨が、あくまで虐待をした職員を見つけた場合の通報の義務が課されたというところにして、例えば、今おっしゃったようなお子さんに傷があるのを、見た人が通報するというような形になります。虐待を受けた当事者等の動きももちろん精査しなければいけないのですが、虐待が疑われるところを決してないがしろにすることなくしっかりと、判断していくということが大事だと思いますので、そういったお話があったときには、当然0歳の子から聞き取ることはできないんですけども、周囲の方に確認をしたりですとかそういったことも出てくるかなというふうに思っております。これについて、職員間の内部通報の話なのではないかととらえられる方もいらっしゃるんですけども、そうではなくて、外から見ていて、道を歩いて見ていておかしいなと思ったら、それを通報する義務みたいなものが出てきているものなんですね。なのでいろんな方の通報に対して対応していくということが必要になってくるというふうにとらえております。

【会長】よろしいでしょうか。

【委員】保育園での虐待のニュースがテレビに出ている場面が、実際にありましたけれども、保育園は教育施設

でありまして、保護者にかわって、ある意味、しつけをする、それを過度にしてはいけませんけれども、時には褒めるばかりではなくて、しかったり、注意をしたりする場所です。根底にあるのは、愛情があつてのこと、それと保護者との信頼があつてのこと、そういうふうに私たちはとらえておりまして、保育が小さくなってしまって、いつも遠慮しながら物を言うようなことになってはいけなかなという部分もあります。やはり大勢のお子様をお預かりして、一人一人を大切にしながらその子に合わせた言葉、その子の年齢に合わせた保育、そうしたことを常に保護者と一緒に考えながら進めております。だけどたいたり、ぶつたり、どなつたりは絶対にいけないのですけれども、やはり注意をしたり、しかったりはあります。そのあたり判断の難しさ、それは私たちは心の中に頭の中にいつもあるところなんです。本当に気をつけて、私たちも保育を進めていかなければならないと、いつも思っています。保育園の中の様子みたいなものですので、少し頭の中に入れておいていただければと思っております。以上です。

【会長】ありがとうございました。そのほか、御意見、御質問ございましたらどうぞ。

虐待を受けていると思えるような状況の場合、本当にそれがどうなるかというようなことがありますけれども、子どもの状態をしっかり全体で見ながらということになるかと思えますね。細やかな部分というのはたくさんあるかと思うのですが、多くの人たちが、仕事としてもしていることもありますけれども、小さい子どもたちは、たとえ保育園幼稚園にいる5歳児の場合でも、つらかったりするとやはり何も言えないってこともあろうかと思えますので、そういう点、職員誰もが虐待とは何かとか、そういうことについて研修を重ねて、ひとりひとりが、研さんを重ねていかななくてはならないということかと思えます。保育の現場だけでなく幼稚園もそうですし、小学校以降もそうですけれども、小さい時期の経験によって人に対する原信頼というものが崩されるところが、特に子どもさんの場合にはあるかと思うので、そういう面では、現場を担う側の諸先生たちも含めて、丁寧に見ていくことで、温かく見守りながら健やかに育つ、現状、現場をつくっていくことを相互に努力し合うということが大事ななと思えました。ありがとうございました。

そのほかもし御意見ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思います。議題（4）加美平保育園における利用定員の変更について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】それでは、議題（4）加美平保育園における利用定員の変更についてを説明させていただきます。お手元の資料4を御覧ください。まず、経緯でございますが、令和8年度以降の加美平保育園の利用定員について、福生市特定教育・保育施設等に係る利用定員に関する協議実施要領に基づき、福生市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用定員減少協議書の提出があったため、利用定員を減少する協議を行うこととなりました。実施要領には、利用定員の引下げの申出が可能なのは、利用定員を減少させようとする年度の前々年度、及び前々々年度の利用者の平均数、令和8年度に利用定員を引下げようとした場合は、6年度と5年度の平均数になりますが、この平均数が公定価格の単価の定員区分の人数を下回っているとき、としてございます。利用者数の状況を要領に当てはめると、加美平保育園は、利用定員減の協議対象施設となりました。

次に、状況等といたしまして、当該園における3歳から5歳児の入所状況は、ここ数年にわたり利用定員を見た際、満たさない状況にあり、0歳から2歳児の入所状況や、市内の未就学児童数を考慮しても、これ以上の在籍は見込めない状況にございます。以上を受けまして、変更内容のとおり、令和7年10月現在における児童の受入れ状況や、各クラスの進級等を考慮し、協議した結果、令和8年4月から利用定員を115名から106名に引き下げることに付いて了承することを御報告させていただきます。説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。何か御質問、御意見ございましたらどうぞ。定員減を了承するということがよろしいでしょうか。はい。よろしくをお願いします。

次に、議題（5）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてです。ア 福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（認可基準条例）等の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】それでは、（5）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について のア 福生市乳児等通園支

援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（認可基準条例）等の制定について御説明いたします。

資料5-1を御覧ください。まず、1の趣旨でございます。既に試行実施もされており、報道もなされていることから、御存じの方も多いたと思いますが、乳児等通園支援事業が令和8年度より、全ての区市町村で本格実施となります。その設備や運営に関する基準を条例で定めることが児童福祉法には規定されており、また、社会福祉法人などの事業者が実施する場合は、市町村による認可が必要と規定されているため、認可等の手続に関する事務の取扱いを定めるものでございます。

次に、2の乳児等通園施設支援事業の概要でございます。乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としています。令和5年度から先行して試行実施している自治体もありますが、令和8年度より全ての区市町村で開始します。実施主体は市町村となり、対象は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもでございまして、保護者負担は1時間300円程度を標準として、各事業所において設定することとしてございます。

次に、3の市町村等以外による事業の実施でございます。市町村以外の事業者が本事業を実施する場合は、市町村による認可が必要です。市町村が公立保育所などで実施する場合には、認可手続は不要となりますが、本市には公立保育所がないことから、事業所、事業者による実施が必要不可欠となります。

4の制定する条例及び規則とその内容でございますが、三つの条例及び規則を制定いたしました。まず（1）は、実施する事業所の設備運営に関する基準の概要を定める、「福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」でございます。なお、基準の詳細な内容は規則で定めるよう委任し、そちらが（2）の「福生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」でございます。最後に（3）ですが、事業所の認可休止、廃止に関して必要な事項を定める、「福生市乳児等通園支援事業設置認可等事務取扱規則」でございます。以上は、それぞれ資料5-2から5-4として添付してございます。各例規の詳しい説明は割愛させていただきますが、お手元の資料は、後ほど御一読いただければ幸いです。

次に、5の制定による効果影響でございますが、条例及び規則を制定することで、事業の実施に必要な基準を定めることができ、また、適切な認可の届出を受けることが可能となります。

6の認可対象事業者でございます。認可基準を満たせば、今まで市内で保育事業を実施したことのない事業者でも、事業の実施は可能ですが、開始時点では、現在市内で保育事業を実施している事業者のうち、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園の計18事業者を対象としています。

裏面を御覧ください。7の施行日ですが、公布の日である令和7年9月30日でございます。

最後に、8の今後のスケジュールでございますが、これまで御説明いたしました9月に施行いたしました条例等に係るものは、（1）認可申請に記載のとおりでございます。（2）確認申請、利用定員の設定につきましては、12月に関係条例等を上程し、施行されましたら、記載のようなスケジュールで事業開始までの準備を行います。委員の皆様におかれましては、次回の審議会において、利用定員の設定について御審議いただくことを予定してございます。説明は以上でございます。

【会長】 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

【委員】 この制度というか事業は、端的に表現すると、子どもを短時間で預かって見てもらえるという事業という理解でよろしいですか。

【事務局】 そのとおりでございます。

【委員】 これから市の条例を定めるということですが、条例が定まる前に市内でこういったサービスを既に展開している方はいるのでしょうか。

【事務局】 この事業につきましては、令和8年4月からの事業となりますが、非常に似たような事業として、一時預かり事業というものがございまして、市内の園において行っているところでございます。

【委員】 はい、分かりましたありがとうございます。

【会長】 そのほか御意見、御質問ございましたらどうぞ。

【委員】 今の委員の質問で本当に思うのですが、これとても難しいもので、私も事業者として説明を受けているのですけれどもそれでもなかなか難しいので、多分なかなか、この場にいらっしゃる皆さんも、これ、要は何なのというところは知りたいかなと思います。就労がなくても例えば保育園に預けられるとかそれに対する補助がつくとかというところが肝だったような気がするので、その辺りをもう少し分かりやすく、各保育園幼稚園でやっている事業に対して、無償で使えるようになるとか、それがどういう制限で使えるようになるとか、就労の条件がなくなるとか、その辺りを含めた説明をいただくことはできませんでしょうか。

【事務局】 現在、福生市として行う国での方針も含めた事業の概要としましては、2に記載の乳児等通園支援事業の概要の部分になります。全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的とし、令和8年度より開始する事業でございます。実施主体は市町村、対象は保育所等に通っていない、0歳6か月から3歳未満、満3歳未満の子供、保護者負担は1時間300円程度を標準として設定することを予定しております。

【委員】 すみません急に言われて準備されてなかったと思うのですが、ただ、就労にかかわらず、保育所や幼稚園に一定時間預けてそこで子ども同士の関わり合いを持たせることができるようなことを言われていたかと思うので、もちろんこの文言とか条例を定めることについては本当にオフィシャルな書類なので難しい文言が出てきても仕方がないと思うのですけれども、その辺りが実際にどんなふうになるのかというのは、審議会の委員の皆さんはいろんな場所で、こういうふうなものが進むらしいけれどどうなっているのと話が出たときに、よく分からないのだけどとなってしまうよりは、こういう方向で今施策が進んでいるよと説明できたほうがよろしいかと思うので、今この場でというのはなかなか難しいかもしれませんが、もう少し分かりやすく、補足説明していただけるとすごくありがたいと思うので御検討いただければと思います。以上です。

【会長】 ほかにありますでしょうか。

【委員】 うちの園でも、来年度の4月からやらせていただきたいと思って手を挙げています。一時預かりと、この誰でも通園制度のいらっしゃるお子さんの違いというのは、保育園に入っていないお子さんという条件的にはどちらも一緒なんです。でも一時預かりのときは、そのお子さんに対しての計画とか、反省とか書類的なものは記録はありますけれども、そのお子さんの成長の記録とかそういうものはないんです。その1日の8時間以内の行動それと保育士の在り方食事、様子、午睡の様子、そういう記録はありますけれども、今回の誰でも通園制度に申し込まれたお子さんに対しては、計画、それから長期中期の計画を立てる。そういうところが違います。書類の量が、内容が違います。継続的なものを求めているのかなと、私としてはそう思っています。書類が違って、私、現場でも、正直いろいろな角度から学んでいるところですが、この制度に必要な書類をまさしく今作成している段階です。東京都は大変豊かな、福生市もそうですけれども、応援をいただいていますので、保育室も、一時預かりではある程度一対一の対応ができる体制があるのですけれども、誰でも通園制度にする場合は、保育士が1人3.3平米、きちっとした製図設計図、そうした広さも求められております。今それに準じて、部屋の配置、家具を捨てたり直したり、そしてその計画に沿うような平米をつくっている段階です。かなり違います。中身というか内容的には似ていますが、私たちがすることが違う。書類、それから用意するもの、そういったところが違います。将来的にはどうなるか分かりませんが、市が許可をされて認可をされたお子さんを、継続的に見守っていく、そういうことではないかなと受け止めています。正直まだ全部を理解してはいないので、今まさしく進んでいて、まさしく取り組んでいる状況です。これが答えになっているかはわかりませんが、現場としてはそういうことを行っているところです。以上です。

【会長】 はい。事業を実施する施設の側の先生から、こういう状態ですということについてのお話をいただきました。まだ、実際に始まったときにどういうふうになるのかまだ見えてこないことが随分あるような気がいたします。そういうときには、市に問合せするとか、そこからまた現場に戻していただくとか、通知書が来るとかこういうふうな状況で進みましたっていうようなことになってくれば、多少理解が進むのかなというふうに受け止めたのですけれども、まだ現実そういうことが始まるのがこれからの話ですので、実際にどういうことをその保護者が求めてこられるのか、どのぐらいの事例が出てくるのか。それが実際に運営している保育園幼稚園ということがあったりするわけですけれども、そのことによって、従来中のことが変わってしまうということになるとまたそのことも問題になるっていうことでもあろうかと思うのですが、始めてみないと見えてこないで事例がどのぐらいあるのか分からないしというようなことになるのかなと推察はしております。

事業を行う中でも随時検討するべき課題が出てくるかと思いますので、報告や共有ができる体制をととのえながら進めていっていただきたいのですけれどもいかがでしょうか。

【事務局】 ありがとうございます。今、会長がおっしゃったとおり、条例は作って法整備はしましたが、我々もこれからだと思っております。これから各園長先生たちとともに連携しながら進めていきたいと思っておりますので、また何かありましたらこの審議会のほうにもお諮りさせていただきながら、市といたしましても丁寧に、各園と協力しながら連携しながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 はい。どうぞよろしくようお願いいたします。そのほか御質問や疑問点がございましたらどうぞ。

【委員】 前回の会議でいろいろあって保護者負担が1時間300円程度っていうのは、概要の中に明記してもらったと思うのですが、この多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援というと、預かり時間も結構重要だと思うんですね。手を挙げてくれる保育園さんや幼稚園さんによって預かる時間は違うと思うので、一覧表の中に、何時まで預かれるとか、場合によってはどうしても急なお通夜に夫婦で行かなければいけない小さいお子さん連れて行けないのでお願いしたいというときに、この時間だったらこの保育園さんで預かっていただけるとかそういう利用の仕方もあると思うんですね。そういうのを考えたら何時まで預かれるというのは各保育園とか幼稚園にヒアリングして一覧表として出していただけると、より使いたいと思う方が使っていただけるような制度になると思うので、そういう一覧表をつくっていただければありがたいかなと思いました。

【事務局】 御意見ありがとうございます。この利用方法については、事前に面談をしていただくとか、そういった制限もございますので、今日使いたいから急に申し込むということができないということもありますので、そういったところも含めて、市民の方への周知のほうはさせていただきます。また、今お話しいただいたお時間のことなど、とても参考になりますので、その辺も反映させていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【会長】 ありがとうございます。1人の方が使う限度も示されていますよね。そのあたりのことも含めて、利用する側が分かるようにしていただけたらと伝わりやすいのかなというふうにとらえました。まだ見えない部分がかかなりありますし、受け止めにくいような書き方になっている部分は少し整理していただくとか、資料があったらと分かりやすいのかなと思っておりますので、工夫できるところはしていただけたらありがたいなと思っております。どうぞよろしくようお願いいたします。

そうしましたら、次の議題に移りたいと思っております。続きまして、イ 福生市こども計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、議題（5）イ 福生市こども計画の変更について説明させていただきます。資料6-1をお願いします。初めに、福生市こども計画についてでございますが、先ほど議題1、福生市子ども・子育て審議会についての説明にもございましたとおり、福生市の子ども施策を総合的に推進していく計画として、令和7年3月に策定いたしました。今回、計画を変更する趣旨でございますが、令和7年4月から児

童福祉法において、乳児等通園支援事業が創設され、また、改正子ども・子育て支援法においても、令和8年4月から新たな給付制度として、乳児等のための支援給付が創設されることとなりました。これに伴い、国の示す教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等に関する基本指針の改正が行われ、市町村子ども・子育て支援事業計画、つまり福生市の場合、こども計画に必須で記載しなければならない事項として、新たに位置づけられるものがございますことから、この改正内容を踏まえ、計画の変更を行うものでございます。

続いて、基本指針の改正内容についてでございます。乳児等のための支援給付の創設に伴い、資料に記載の(1)及び(2)のとおり、基本指針の改正が行われ、令和8年4月1日から適用されることとなりました。1点目は、基本的記載事項として、乳児と通園支援の量の見込み、つまりニーズ量と、それに対応する提供体制の確保方策及び実施時期を計画に定めることとございます。これを受けまして、現行の福生市こども計画に、令和8年度から制度化される支援給付として、乳児等通園支援事業について記載するとともに、計画の第5章に、令和7年度の制度である地域子ども・子育て支援事業として、乳児等通園支援事業に関する事項を記載しておりますので、その規定の整備を行います。

また、改正内容の2点目でございますが、同じく基本的記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育保育と乳児等通園支援を一体的に提供する体制に関する事項を位置づけることとございます。このことについて、現行のこども計画には特段明記はしておりませんので、今回新たにこの規定を追加する予定でございます。

続いて、計画の変更に関する今後の手続等のスケジュールの予定でございます。本日、変更後の計画案について、審議会の委員の皆様にご意見を伺いしまして、12月頃、変更後の計画に関する東京都への協議を経て、令和8年3月を施行期日として、改訂版の計画を策定してまいります。

資料6-2をお願いします。こちらはこども計画の一部を抜粋し、変更する箇所を赤字で示したものでございまして、こちらに沿って具体的な変更点を説明させていただきます。初めに、目次でございますが、今回修正を加えるのは、91ページから始まる第5章でございます。第5章に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載しておりますが、ここに新たな項目として、「5 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を加えます。

2ページをお願いいたします。資料の左側のページを御覧ください。こちらは計画の第5章で、量の見込みを算出する項目について記載しております。現行の計画には、教育・保育に関する表と、地域子ども・子育て支援事業に関する表が記載されておりますが、今回の変更では、それらの間に、令和8年度から制度化される支援給付として、乳児等通園支援の項目を追加します。なお地域子ども・子育て支援事業の15番目には、既に現行の計画にも乳児等通園支援事業の記載がございますが、制度としては、令和7年度中はこちらの位置づけであることから、記載を残しつつ、用語を整理して、令和7年度の事業である旨を加えます。

3ページをお願いいたします。資料の左側のページを御覧ください。こちらは、令和8年度からの支援給付の位置づけとしての乳児と通園支援事業に関する量の見込みと、確保方策を定めており、新たにページを追加しております。まず、事業の概要については記載のとおりでございます。次に、量の見込みと確保方策でございますが、表に記載のとおりでございます。現行の計画で、地域子供子育て支援事業として記載している数値を、給付制度化される令和8年度から令和11年度まで、年齢別にまとめております。また今後の方向性でございますが、先ほど御説明しました基本指針の改正内容の2点目を踏まえまして、新たに記載を加えております。令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入れ時間数や必要定員数等の検討を進め、受入れ体制の整備に努めること。また、乳児等通園支援事業は、満3歳以上の子どもを対象としていないことから、幼稚園に対して、満3歳児クラスの活用を働きかけるなど、教育・保育施設と乳児等通園支援事業を実施する施設の円滑な連携接続に努め、切れ目のない支援を推進していくこととし、教育保育等を一体的に提供する体制に関する記載を追加しております。

4ページをお願いいたします。こちらは、第5章の地域子ども・子育て支援事業の項目のうち、現行の計画にも記載のある乳児等通園支援事業に関するページでございます。事業名及び概要について、用語の整理を行うとともに、概要の2段落目に記載のとおり、令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業、令和8年度からは、新たな給付制度として位置づけられることを追加します。また、量の見込みと確保方策について、令和8年度以降は、先ほどの説明のとおり、乳児等通園支援として、新たに加えた項目に規定しておりますことから、数値を削除し、ここでは、令和7年度のみ記載としております。なお、令和7

年度中は、自治体ごとに実施の判断が委ねられておりましたが、福生市では、令和8年度から事業を開始する予定のため、令和7年度の数値はゼロとなっております。以上が変更箇所となります。

また、本日お配りしております資料6-3につきましては、現行の計画と変更後の計画を比較して確認いただけるものとなっておりますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。説明は以上でございます。

【会長】ありがとうございました。御質問などがございましたら、挙手をお願いいたします。

【委員】よくわからなかったところがあったので教えていただきたいのですが、一つ前の議題では12ぐらいの幼稚園保育園が実施意向があるということで、ここでは量の見込みとして4人となっておりますが、そのあたりの需要と供給の状況について教えていただければと思います。

【事務局】先ほどの認可対象事業者として18園ですとお話しさせていただきましたが、今回この事業を実施するのに対象となる園でして、この園のうち、乳児等通園支援事業をやりたいと申し出てくれた園、が事業の対象施設となってきます。まずそれが一つですので、実際に実施する園の数が決まっているわけではありません。それから、今回の量の見込みと確保方策なんですけれども、量の見込みの算定については、対象となる児童を算定して、それぞれの利用規模がどのぐらいあるかを推計してから、必要時間数を算定し、人数に割り返したような形になっています。これはこの計画をつくるために、このような形で算定していただきたいというようなモデルの計算式がございまして、それに基づいて算定したのになっています。以上です。

【委員】計算式があつての算定ということですが、0・1・2歳という年齢からすると、所属保育園や、所属がなかったとしても、例えば、家庭でのリスクがある家庭とかだと、どこかうちから離れる時間が欲しいなという中で、保育園の定員で入れないという場合に、このような一時保育で週のうち何日か預けましょうなどという支援を組立てたりするのですけれども、算定と別の意味で、枠としてあると私たちも安心してそういうサービスを紹介できるのかなという気がしまして、そういった余分な器といえますか、計算式どおりでなく少し余裕持っていたら、支援に広がりを持てるのかなという気がします。もし何園か申し出ていただいて、確保できるようであれば、確保数よりは上回って、実際に例えば10年度とか4となっておりますがさらに、枠として増えるということは可能性としてあるのでしょうか。

【事務局】あくまでもこの計画は、その数式に当てはめて出した数字ですので、園の受入れ体制によって、実際の運用はもっと幅が広がっていく可能性は十分にあると考えています。ただ、最初から例えば要支援家庭のために枠をあけておくというのはやはり少し難しいとは思いますが、園がかなり考えてくださっているんですけども、余裕活用型といまして、保育に空きがある場合に、この期間は1歳児を何人まで受け入れられますなど、臨機応変な部分の運用になっていくかと思っておりますので、なかなか今ここでお約束することは難しいかと思うんですけども、できるだけ皆さんの御事情を受け入れられるような体制はつくっていきたいとは思っておりますが、何分保育士不足等の課題もございまして、また、園と相談しながら進めていきたいと考えております。

【委員】まだよく分からなかったのので教えていただきたいのですが、要するに4人は、枠と時間数をかけて例えば4人×8時間で32人分が枠としてあつて、それを年間250何日かに割り返していくと4人分に相当するので4になっているという理解で、まず需要、ここで言うところの量の見込みはいいのかということと、その一方で、例えば4掛ける8時間掛ける250何日とかを、それぞれの園が、一杯にでなくても、ある程度分散して持とうとすると12園ぐらいが今は意向としてはありますよというような理解なのですかね。

【事務局】まず、今回の数値を算定した計算式を準備しますのでお待ちください。

【事務局】この4人という計画上の数字は、需要が4人という意味で、園の手の挙げ具合によって供給は変わってくるので、需要と供給が一致しているわけではなく、別々に考えてのものになりますという説明になるのですが、いかがでしょうか。

【委員】ということは12園が、例えばそれぞれ1人1日1枠ずつ用意した場合、計算式に当てはめた見込みとしては1日4人ぐらいが利用されそうだから、埋まることはないけれども、ある程度余裕を持った状況になるだろうと考えてよいですか。例えば急に、ふだん見込まれた年間1日通しで4人ぐらいが使われるだろうという見込みが今算定して出ているけれど、先ほどのお話のようなことが発生した場合は、園側の供給量はもっとあるので、利用できるだろうと。そこはあくまで見込みなので確定した話ではないですが、そういうふうにもこの計算の状況は理解をすればいいのでしょうか。

【会長】実際に制度として、こういうことで動き出そうというふうなところはあるわけですよね。1時間には300円出しますとか、受入れてくださるのはこうだとかいうことはできますけれど、今そういうことを想定して、恐らくこのぐらいでしょうというようなことを今このところで伝えていただける状況ではないのではないかとこのように思うのですけれども、可能ですか。ある程度のことの数値は、今、出されている数字の中から想定することは可能だと思うのですけれども、実際に利用される方は保護者の側が、依頼するということですね、保護者の理解がどのように受け止められるのかということについてだと思えるのですけれども、この会議の中で、審議するうちの一つに入ったわけですから、ここの委員の皆様方の中でもこの制度がどういうふうにも実際に動くのだろうかということについての理解も、了解度ということでも、まだ少しはてなが幾つかあるようにも受け止められるのではないかなと思うのですが、実際に、うちの園の場合にはこういう状態でこのようにできますとか、そういうことをそれぞれにお出しいただいたりしながらだと、全体としてはこういうことになっているのかなということは、この後になってから出てくるのかということにも捉えられるのですがその点はいかがでしょう。

【事務局】ありがとうございます。会長のおっしゃるとおり、まだ申込みの手上げを今待っている状況ですので、実際にどのぐらいの園が最終的に、8年度からスタートするに当たって、何園が手を挙げるかっていうところはまだ確定していないところですので、実際のその供給がどのぐらいかというのはまだ未定です。ただこの4人という計画上の数字に関しては、まだ始まっていない事業で、どこも見込みが分からないので、国の方から、こういう計算式で人数を計画にあげてくださいという方針が示されましたので、それにのっとって出したのが4人ですということになります。

【会長】はい。それぞれの現場がこういう状態だったらうちは可能ですとかというような資料が整ってきたりして、福生の全体の中でこういう状態なのだという分布状態が分かったりすれば、ある程度、そんなことがあった場合にはそこに依頼すればいいのかなということを保護者側もお考えになられるかもしれないと思いますし、こういうふうに進めましようかと打ち出されて、出されてきたものを我が園ではこういうふうには考えられるかなということ、今少し、それを視野に入れながらの中で、想定するというか、どういうことだったらできるのだろうかということをお考えしているような段階におられるのではなからうかと思えますので、この制度がまだこれから先進んでいくことでしょうから、それぞれの園にどういう状態で受け止めていただけるのでしょうかということ、市の側からまた改めて問合せをしていただいて、現況として、実際に8年度からこういうふうにしたという思いがあっても、実際にそういう制度を動かしていくというときにはやはりいろいろなことが配慮許さなくてはいけないこととかが生じてくるだろうと思えますので、そういう点、始まるよというところで、私たちはどういうふうにするだろうかっていう受入れ側ですよね、受け止めていく側、そういうことが決まった段階の後、保護者の側ではどうやってその制度を使ってもいいのだろうかとなっていく段階なのではないかなと一応推察しているのですけれども、その辺がまだまだ始まるよというところと、一歩か半歩ぐらいが出て、こうだったら可能かなということがそれぞれの施設のほうでも、まだ揺れている段階なのかもしれないということも思ったりもしているんですね。そういうふうにもこういう制度が少しずつ動き始めていますよってそれが、そういうことを受け止めていただいてそれぞれの施設側がこういうことだったらできるかもしれないということをお考えいただいて、ある時期にそういうことで、お宅様はどうでしょうか、そちらの園ではどういうふうにも可能でしょうかということをお問合せをしていただくと、いやまだそこまではまとまっていませんというところもおありかもしれないし、そういうふうなことを、ある時期にやっていただくと、見えてくることがあるのかなと捉えますけれどもそういうことは可能でしょうか。

【事務局】はい。今後、園の今後スケジュールに従って、応募をしまして、市で審査をしまして、またそれについては、この会において御報告させていただきますので、足りない部分があればまた御質問等いただきまして、皆様の疑問等を解消していただけたらと思っております。

【会長】保護者がそういう制度が出てくるのかということはまだ御存じないわけですよね。会に出ておられる方がちらっとそういうふうなことがあるらしいよと伝わっていることもあるのかもしれませんが、そういう制度的に動きがあるようだというのを、保護者の側も、使う側の方として、そういうことが出てきたときに、もう少し理解度が深まるというか、ここは来年度初めの時期にはこういう状態で始まるのだな、それから先もっと整備されるのかなというようなことの段階論があれば、おおよその理解が出てきたり、それから使うとすれば、私の場合にはどうしようかなというようなことが保護者側にも出てくるのかなということではなかろうかというふうにとらえますので、投げかけられた、それをそれぞれのところが検討していただいているということ、すぐさまでも動けるようちはこのところと、まだその段階ではないですよということもあろうかと思うんですね。その辺は無理してこれはせねばならないかということになると、どこかに支障が出て、支障というか、新たなところでまた動き出すときの厳しさということもあろうかと思っておりますので、その辺を少し緩やかにしながら、そういう制度を進めていく上において、どういう部分が難しいのかとか、どういうことが何か乗り越えにくいことなのかとかということも整理していただくということが出てくれば、それならば、うちはこういう工夫でできますよというような、壁になっているものの見方を変えれば、またあるところでこういうふうなことでは可能ですかっていうことであれば、回路が、道のりが出てくるってこともあろうかもしれませんので、その辺のところを整理していただきながら、そういう資料が、福生市の場合にはこうなんだというようなことが僅かでも出てくれば、うちはそういう検討してみたのですがまだその段階ではありませんというところも、あろうかとも思うんですね。そのあたりが無理してしまうと、定期的にお預かりする年度の初めに、お子さんを入れる入れないというところで検討してのこととはまた少し違いますから、そのあたり勇み足ではないと思うので、そういう計画があるからこうしましょう、こういうふうにしたほうがいいですねということの考え方はあったとしても、実際にその制度を受け止めて私たちはこうしますということをしていくのはなかなか難しいことだろうと思っておりますので、問題を起ささないために、しっかりと何が問題だろう、どういうことならばできるだろうかということそれぞれの方でお考えいただいて、そして、ある時点で、どうでしょうかと問合せをしていただいて、うちならばこうですよというようなことがあって、いや来年までにこれだけやりたいんですという縛りではなくて、やっていただければいいところから声を出していただいて重ねていくということの方が、見えないことが多いってところがあるのではないかなということで、気になりながらお話しさせていただいたんですけれど、いかがでしょうか。

【事務局】はい。今、会長がおっしゃったとおり、今現在、福生市では、各保育園、また幼稚園、もう既に4月からやっていただけるという、手を挙げていただいているのも数園あるのですけれども、まだまだちょっと様子を見させてほしいというような園の方が多いような状況になってございます。そういったところ、市といたしましても無理にやはり4月からやってほしいというようなことはするつもりはございませんので、各園の事情に合わせて、順次ですね、市としてもやはり最終的には市内全園でこの制度をやっていただければいいのですが、様子を見ながら、また各園連携しながら、徐々に進めていけたらいいなと思っております。また4月からやっていただける園については、最大限支援をさせていただくといった方向でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【会長】そういう方向で御検討いただければありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。ほか御意見ございましたらどうぞ。

【委員】すみません全然理解できなかったのですが、この量の見込みと確保方策で単位が人となっていて、先ほどから4人という数字が挙がっていますが、この数字の意味するところを分かりやすく表現すると、例えばとある園が8時間面倒見られます、年間200日営業していますと、仮になった場合、ほかの園児さんと同じように、1日8時間、年に200日間面倒を見る受入れの総数つまり、ずっと開いている時間に常

時4人いる状態というのがこの単位という意味ですか。

【事務局】ある一つの時点で計算しているような形になるのですが、先ほど答えられていなかった利用定員を時間から人に落としていく計算式なのですが、未就園児数×利用ニーズ、これは0歳については60%、1歳児と2歳児については、80%で計算しています。また、乳児等通園支援事業は、一定時間お預かりすることができるのですが、月の一定時間は10時間と国が定めておりますので、0歳児につきましては、確保すべき時間数としては、1か月687時間、1歳児については656時間、2歳児については496時間というふうに算出させていただきました。これを、月176時間、これは保育所の開所時間で計算していますが、1日8時間、1か月22日を預かれたとして、月176時間受入れ可能だった場合、先ほど申し上げた時間で除した場合には、0歳児は4人、1歳児は4人、2歳児は3人というふうに算定させていただきました。この枠が1年を通して設定できると1番いいのですが、そこまではなかなか難しいという状況もありまして、園に対してこれから協力を求めていくというような状況でございます。

【委員】計算式はあまり気にしていなくて、要はこの数字の意味するところを知りたいんですが。つまり、利用枠の時間があるとかは置いておいて、この0歳児4という数字を見たときに、通年で誰でも通園制度に指定される時間の枠では常時4人がいることができるっていう意味だと理解していいですか。要は例えば、普通の終日通園されているお子さんならば、開園している間は通えるわけですよね。それを面倒見られる園の方がいて、そこでは、先程話題に上がりましたが、例えば20人とか40人とかという枠がそれぞれあり、その利用枠、利用時間枠や制限枠があるにせよ、その枠の中では常時4人が利用できるだけの人材が確保できるというかそういう制度設計ですっていう意味で、そういう単位だというふうに理解すればいいんでしょうかね。要は、何が言いたいかというところ、この時間単位で利用できるというところに、今まで出てきた数字との単位が変わるわけですよね。年間で利用できるとかではなくてこれはあくまで時間単位で利用できる、ある種瞬間とか時間を切り取った中でも、常時4人がここには入れるよという、そういう意味と理解していいのかな。あくまで4人を確保してくださいとかそういうことを言っているのではなく、この数字が意味しているところを利用者側と視点として知りたいんですよ。

【事務局】必要数としては、あくまでも時間、例えば0歳児につきましては、1か月当たり687時間を想定しているのですが、計画書に落とすときに、何人という形で記載をするようになっておりますので、1か月176時間で除すっていう形になっております。利用の仕方なのですが、国が想定しているのが、例えば1日8時間預かれた場合、この8時間を1人で、受入れなければいけないということではなく、4人が2時間ずつ使うことも可能とするという制度になっているので、計画書上は人で書いているのですが、実際には時間で確保をしていきたいというような認識でおります。必要時間を何人という枠に落とし込んだ場合に、計算式上4人っていうような形が出てきています。

【会長】御一方が利用する場合も時間的な制限がありましたよね、そういうこともあわせてということになると、今のお話になった中身だけだと、ずっと使う側の人はずっと使ってもいいように聞こえてきますけれども、ちょっと違いますよね。そこまで決めていけるのだろうかという疑問もあるのですが、お1人の方が、保護者の方が利用できるのが割と制限ありましたよね。だからその辺のところのお話が今かみ合っていないとか、そこがきちんと入っていて、お話になっているというふうに聞こえていないんですが、そのように受け止められないのですけれど、その辺が誤解を招くような、利用したい人は、自分がそこに受け止められた場合には、ずっとまだこれからこれ以降もやってもらえるだろうというふうに、お思いになるかもしれないのですけれどそういうのではないですよ。そのところがずれがあると、利用者側もそれから、利用したいと思う方も、それから制度そのものがどういうふうになっているのかということ自体が、揺らいで見えにくいということも一部ありますので、その辺が整理されていないと、しっかりと打ち出すということではできないのではないかととらえますが、いかがでしょうか。

【事務局】先ほど委員への回答ですが、まず、1か月当たり必要な時間を176時間と見込んでいましてそれが、8時間×22日なんです。これが満枠になりますので、0歳児に関しては総数で687時間必要で、この1人当たりの満枠である176時間で割ると3.9人になるので4人という考え方です。概念として常時4人の枠

が確保されているかというのは別ですけれども、計算上はそういった考え方でいいかなというふうには思います。

【会長】 計算上はそうかもしれないというふうに出された場合に、利用する側としては、使えるよねっていうふうに思うのではないかと思うんですね。その辺が、ずれが生じると預けられないとか、そういう事態に遭遇してしまうということになりますから、そこら辺をきちんとしていかないと、あれ、どうして駄目なのというようなことになったり、あのとき受けてくれたじゃないってそれだったら行けるはずでしょというふうになる。そこがずれが生じると、利用者側も、利用者側の、今、預けられるって言った人もそうだし預けられると思っている人が、その人で埋まってしまっていると使えないということになりますよね。だからその辺のところ、どういう手順でやった場合にはこのように使えますという、176時間は大変長い、それだけ使えるのだ、それだけいろいろなことが工夫されたのだと理解をするかもしれませんが、でも実際に運用することになったときに、それは丸ごと自分のものではないですよ。自分が使えるものではないというところがずれが生じると、本当に当てにしていたのにできないのというようなことがどんどん増えていってしまうということになりはしないかと懸念しますけれど、いかがですか。

【事務局】 おっしゃるとおり計画上は4人というふうになっていますが、これだけでは誤解を与えてしまう可能性もあると思います。先ほど委員からもございましたけれども、例えば今利用できる枠というのをリスト化してきちんと見せていく、そういったところで、利用者の分かりやすい周知というのは必要になってくるかなとは思いますが、ただ計画については、こういった形で算出するところがありますので、計画上はどうしてもこう載せざるを得ないところがございます。ただ、おっしゃるとおり計画に書いてあることをそのまま載せてしまっただけは、誤解を生じると思いますか、理解を得られない部分があるので、市民の方には、きちんと分かりやすい御案内をすべきだというふうにご考えてございます。

【会長】 新しい制度としてそういうことができたということだとすれば、保護者の側の方にとっては、いろいろな利用の仕方っていうことが考えられるっていう点ではありがたいことだと思うのですが、一旦それで自分が利用できた場合にずっと使えるものだというふうに思えるものではないですよ。その辺の誤解を招かないように、きちんと整備して、そういう1人の人でも何か制限があったというようなことがあったような気がするのですがそこがきちんと伝えられていないと、路頭に迷うとか、当てにしていた、それが使えると思っていたのに駄目なのというようなことになってしまうことを懸念しているわけなんですね。その辺、やはり利用する側の人としては、予定やいろんなことがおありだと思いますし、多くの方が手軽に使いやすいということがありと利便性があるわけですから、ありがたいわけですよ。その辺のずれとか勘違いを起こさないような伝え方であったり、実際の事業としてはこうなんだよということを伝えて、示していただくことが大事なのではないかと思っておりますので、その辺りをしっかりとやっていただけたらありがたいなというふうに思います。

【委員】 量の件に関しては理解しました。ありがとうございます。

【会長】 福生市としてはこういうふうな考え方でこういうふうにしましたっていうようにきっちりと出たものがあったとしたら、そのことに関しては、この制度で動いて大丈夫なのかということに対する審議とか、合否とか意見とかっていうことは承ることができるであろう、出していただけるであろうかと思うのですが、まだそのあたりが少し見えてこなかったり、することがあるとしたら、次は、そのまま突き進んでしまうとずれが生じてしまうということが出てくる可能性は大だと思うので、そのあたりを何とか、そうならないようにしていく手順を踏んでいただきたいというふうに思いますし、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思うんですが、大丈夫でしょうか。そちらに投げさせていただきましてのでしっかりと検討していただければありがたいなと思います。

【事務局】 補足を申し上げますと、ここでこども計画を定めさせていただいて、既に今の計画上その量の見込みというのはこの同じ人数なんですが出させていただいております。何分新規事業となりますので量の見込みはなかなか難しく、国の基準にのっとった計算式で挙げさせていただいておりますので、どうして

もこの4人というのは結局何なのだというのがよく分からないところがあるかと思いますが。ただあくまでこれは確保方策として最低限このぐらいの4人が使える、この制度を利用できる量は必要ですよというあくまで計算上求めた値でございます。これを加味しながら、先ほど説明もありましたとおり、認可手続などに今後進んでいくこととなります。先ほどの説明もありましたこの利用定員の設定が次回の審議会で、この審議会の所掌事項として定められておりますので、そこでまた審議をしていただきます。実際ここは最低限の、4人が利用できる分を確保していくという考え方のもと、結果的に、申請がこれだけ来ました、これだけの園の方々がそれぞれ利用定員何名に設定したいと考えておりますがいかがでしょうかというようなのを次回やります。それをもって、来年度、利用定員等を定めて実際の運用に入っていく準備を今進めている段階でございますので、また今後制度が実際始まって、来年度以降見込みより利用者数が多いとか、時間数が足らないとかということになれば、この計画をまた随時修正していくこととなりますので、あくまで現段階で国の基準で定めた計算式にのっとり仮で算出した、必要最低限と見込まれる数という形で御理解いただいて、また次の審議会で利用定員の御審議をいただくということをお含みおきいただければと考えておりますのでぜひよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございます。先の方向性が少し見えてきました。何か御意見ございましたらどうぞ。

【委員】 上の文では時間単位と記載があるのに、下の表の単位が人になっていので余計分かりづらくて、結局これ、開園時間を平均8時間で計算しているのだとしたら、量の見込みは32時間ってことですね。1日32時間で見込んでいるならば下にその計算式だけ置いてもらえば皆さんある程度分かると思うんですね。32時間で、平均して扱ってくれる園の時間が8時間なので、4人で計算しています的なものが一言書いてあるだけで、これだと今言った1時間単位で預かってもらおうと、逆に、5人とか6人が集中した場合、その時間によって無理だから難しいですね。でも計算式を記載してもらったほうが分かりやすいのかなと。あくまで今言った計算式から出すだけということは分かるのですが。就労時間を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度と言っているのに、その時間は駄目ですなどになってしまうとまた、おかしくなってきてしまうというか、上の概要がいいこと書き過ぎているのかなという部分もあるのですが。先程の説明で時間とか全部分かっているの、あくまでこういうふうを書くときに、誰が見てももう少し分かりやすくしたほうがいいのではないかなという提案です。

【事務局】 ありがとうございます。この計画の量の見込みと確保策は、基本的にはこの表全部人単位になっていきますので、このことも誰でも通園制度についても、結局何人が利用できるのかというところを記載するのが基本的な考え方になっています。時間単位で利用できるというので混乱してきてはしまうので、何か分かりやすい補足説明的なものを計画に入れられるように検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

【会長】 心配事のようなものも出てきた部分もありますので、整理していただいて、より、こういう制度なのだということが分かりやすくなってくればよろしいかなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。それはそちらにお預けしながら、また出していただくというところで、よろしくお願いいたしたいと思っております。いろいろと実際に活用しようとする場合には、保護者側の意思が働きましますし、引き受ける場合でも、いろいろなことが出てくるかと思っておりますので、新たなことに関しては丁寧に見ていただきながら示していただくようお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。この件はそれで収めさせていただいて、受け取っていただくということで御了承いただければありがたいと思っております。よろしいでしょうか。

では、続きまして議題6その他について何かございましたらよろしくお願いいたします。

【事務局】 事務局から今後の予定についてお話をさせていただきます。次回、令和7年度第3回市議会は令和8年2月頃の開催を予定しております。年明けに改めて開催通知を送付いたしますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。ほかにないようでしたら本日の議題は全て終了いたしました。以上をもちま

して令和7年度第2回福生市子ども・子育て審議会を閉会いたします。ありがとうございました。長きにわたって皆様御苦労さまでした。

(閉会)